

補助事業公募審査会実施要領

1. 審査の内容

新居浜市補助事業の公募等に関する要綱に基づき、応募のあった補助事業について、補助対象事業の適否を判断するための点数評価を行います。

評価基準は、公益性（公金支出の裏付け）・妥当性（事業実施の必要性）・効果効率性（事業効果の有無）の3つの観点による9項目とし、1項目5点で採点します。各評価基準の配点は公益性：40点、妥当性、効果効率性は各30点に換算し、審査委員1人につき100点満点とします。なお、これらとは別に、新規事業については、最大3点の加算を行えるものとします。

*今年度の新規事業は、

- 4 お手玉薫るまちづくり事業
 - 6 一宮自主防災会防災資機材整備事業
 - 9 新居浜市観光協会ウォーキング事業
 - 10 広域観光推進事業
 - 11 坂出市・濱中太鼓台交流事業
 - 14 にぎわい商店街ライトアップ事業
 - 17 新居浜凧あげ大会事業
 - 22 第59回愛媛県下三地区対抗剣道優勝大会
 - 23 第18回新居浜ジュニアカップ
 - 24 高知よさこい本祭・よさこい全国大会出場事業
- の10件です。

補助事業の評価点数については、7人の審査委員のうち、最高点と最低点を除いた5人の平均点とします。

2. 審査の実施方法

- (1) 事業申請者と市の事業担当課へのヒアリング審査による点数評価を行い、別表（第11条関係）を事務局へ提出していただきます。

※時間の制約があるため（別紙タイムスケジュールのとおり）、事前に公募申請書（第1号様式）、補助事業意見書（第2号様式）等を配付いたしますので、申請内容にお目通しいたいただき、点数評価におけるチェックポイント（審査委員用）を参考に、可能な範囲において点数評価を済ませてくださいようお願いいたします。また、問題点や確認事項等がありましたら、審査会当日までに整理をお願いいたします。

- (2) 審査会では、原則として市の事業担当課単位で時間設定を行い、応募のあった補助事業一件ごとに審査（点数評価）を行います。

なお、事務の効率化を図るため、特にヒアリングしたい項目及び内容等につきましては、事前にご連絡いただければ準備を進めておきます。

- (3) 補助事業一件ごとに対する問題点や確認事項等について審議を行った後、各委員による審査（点数評価）を行っていただき、その結果を事務局で集計の上、集計ができ次第、公表します。

3. その他

- (1) 誠にお手数をおかけいたしますが、今回送付いたしました資料一式につきましては、審査会当日にご持参くださいますようお願いいたします。
- (2) 審査会場は、消防庁舎4階 消防コミュニティ防災センターとなります。